

銚田・大洗広域事務組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

制定 令和3年4月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第152条第2項及び第3項の規定により、管理者の職務を代理する職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の職務代理職員の指定)

第2条 法第152条第2項の規定による管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(上席の職員)

第3条 法第152条第3項の規定による管理者の職務を代理する上席の職員は、事務局長補佐とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。